

○那珂川町都市計画審議会専門部会の設置及び運営に関する要綱

(平成 30 年 6 月 29 日要綱第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那珂川町都市計画審議会設置条例（平成 13 年条例第 16 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、那珂川町都市計画審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 専門部会は、那珂川町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議決により設置する。

(所掌事務)

第 3 条 専門部会は、審議会の所掌事務のうち、審議会が必要と認める事項について、専門的見地から調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第 4 条 専門部会は、条例第 5 条第 3 項の規定により町長が委嘱した委員をもって組織する。

(部会長)

第 5 条 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会長は、専門部会の調査及び検討の結果を審議会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 部会長は、必要に応じ関係行政機関の職員その他相当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。